

県立学校長 殿

教 育 長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の感染予防対策について
(通知)

本県において、令和 3 年 9 月 3 0 日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき期間が終了となりますが、令和 3 年 1 0 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までを期間として、リバウンド防止徹底期間を実施することとなりました。

これを受け、県立学校の対応について「第 3 4 回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、別紙 1 のとおり決定されました。

つきましては、学校における感染予防対策について、別紙 2 のとおり整理したので、学校の新しい生活様式の定着と感染予防対策の徹底を引き続きお願いします。

高校教育課教育指導班	菊 田
特別支援教育課教育指導班	杉 浦
保健体育安全課学校保健給食班	服 部
問合せ	0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 6 6

令和3年9月29日

教 育 庁

県立学校の対応について

本県において、令和3年9月30日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき期間が終了したが、第6波の到来が懸念される中、感染の再拡大を抑制するため、学校活動においては引き続き感染防止対策の徹底が求められる。

このため、令和3年10月31日までの間、県立学校においては、次のとおり対応する。

(1) 学校活動全般に関する対応

- ①国の衛生管理マニュアルや各種通知において示された事項に留意し、また、これまでの対策の蓄積や状況の変化も踏まえ、基本的な感染防止対策の徹底を図る。
- ②これに加え、以下の取組により、教育活動と感染防止対策を両立し、学校活動を継続する。

○高等学校における取組

可能な限り感染症対策を講じながら、リスクの低い学習活動から徐々に実施する。

○特別支援学校における取組

事業者とも連携して感染防止対策を実施した上でのスクールバス運行をはじめ、医療的ケア、寄宿舎、給食といった特別支援学校で想定される学校生活の各種場面において可能な限りの工夫を行い、感染リスクの低減に取り組む。

(2) 部活動における対応

- ①「部活動での指導ガイドライン（平成30年3月発行宮城県教育委員会）」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守するとともに、専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。
- ②高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会に向けた練習試合等については、その必要性和感染症対策上の合理性（移動の距離や両方の地域の感染状況等）を十分に検討した上で、県内又は隣県の学校間において必要最小限の範囲で可能とする。

【別紙 2】

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について（10月1日版）

1 教育活動の基本となる主な通知

（1）文部科学省通知等

- ①令和3年4月30日保体号外 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について（通知）
- ②令和3年6月28日保体号外 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について（通知）
- ③令和3年8月20日保体号外 小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（通知）
- ④令和3年8月26日保体号外 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校、及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）
- ⑤令和3年9月29日保体号外 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校、及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）

（2）県教育委員会通知等

- ①児童生徒に感染が発生した場合の対応
県立学校 令和3年4月27日事務連絡 新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）
市町村立学校 令和3年4月27日保体号外 新型コロナウイルス感染症の情報提供の変更について（依頼）
- ②令和3年9月24日保体号外 県立学校における抗原簡易キットの活用のポイントについて（通知）
- ③令和3年9月29日保体号外 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に伴う部活動の対応について（通知）

2 主な日常の感染症対策

（1）健康観察の徹底

- ①毎朝や活動場面の切り替わり時における健康状態の確認。
- ②発熱及び体調不良が認められる際には、外出を控え、必ず自宅で健康観察させる。
地域の感染レベル2以上の場合は、同居者に発熱及び体調不良者がいる場合も、登校不可。

（2）マスク着用

- ①基本的にはマスクを着用する。
気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は外す。
会食後の歓談時にはマスクを着用する。
- ②正しいマスクの取扱いをする。
- ③マスクの有効性は、不織布＞布＞ウレタン。
このことを、保護者にも適宜情報提供すること。

（3）手洗いの徹底

- ①活動場面の切り替わりには、手洗い（手指消毒）を励行する。

（4）換気の徹底

- ①常時換気に努める。
- ②換気がしにくい場所は、二酸化炭素測定器等を用いて、換気状態を確認する。

(5) 密集・密接の回避

- ①特に活動場面の切り変わりでの対策を徹底する。
- ②休み時間や登下校時、部活動及びトレーニング中の密集・密接をできる限り避ける。
- ③指導場面や職員室や会議や打合せ時の密集・密接に注意する。

(6) 部活動時の感染予防の徹底 ※上記(1)～(5)の徹底を踏まえて

- ①感染リスク回避の工夫を行う。
- ②運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるので十分な感染症対策を講じた上でマスクを外すこと。

(7) 日常の消毒

- ①大勢がよく手を触れる場所は、消毒を行う。
- ②特に共用が多い教材等は、消毒やふき取りを行う。

(8) デルタ株をはじめとする変異株に対しても基本的な感染症対策が有効とされていることから改めて徹底すること。

3 その他の感染予防対策

(1) 定期的な感染症予防対策の確認

- ①定期的にチェック項目を確認する。
- ②地域の感染リスクが高くなった場合、児童生徒と職員全員でチェック項目を確認する。

(2) 感染症教育の継続

- ①正しい知識を指導し、みずから進んで考え、行動できるようにする。
- ②感染者や濃厚接触者等とその家族に対する差別・偏見、ワクチン接種の有無による差別・いじめの防止のため、日常からモラル指導を励行する。

(3) 学校に関わるすべての人たちとの協力・連携した予防対策

- ①家庭との信頼関係・協力関係づくり
- ②学校関係者、取引業者との予防対策

4 児童生徒・職員に感染者が発生した場合の対策

(1) 臨時休業や行動基準の判断

- ①新型コロナウイルス感染症については、学校保健安全法第20条に基づき、設置者が判断する。
※インフルエンザの対応とは違う。
- ②新型コロナウイルス感染症が、インフルエンザと同等の対応になるまでは、もうしばらく時間がかかると考えている。

(2) 発生時の迅速な対応のための体制整備

- ①休日も対応可能な緊急連絡体制の整備
- ②体調不良者が発生した際は、迅速に情報共有し早期に対応する危機管理体制を作る。
学校への初期感染ルートは家庭内感染が主になっており、高等学校は広い地域から生徒や職員が通勤・通学していることから、学校内で感染が拡大すれば、県内の広範囲へ拡大する可能性があるため、迅速な対応ができる危機管理体制が必要である。

(3) 県の感染状況等のステージと、文科省マニュアルの地域の感染レベル(行動基準)の関係

文科省マニュアルにおけるレベルは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、保健福祉部と相談の上判断することとされている。(現在の地域の感染レベルは「レベル2」)

目安としては以下のとおり。

- ①ステージ1の場合は、地域の感染レベル「レベル1」の対処
- ②ステージ2・ステージ3の場合は、地域の感染レベル「レベル2」の対処
- ③ステージ4の場合は、地域の感染レベル「レベル3」の対処

(4) ICT等を活用した学びの保障（学習環境の整備）

・学習の遅れが生じないように、下記の通知を参照し、体制の整備を行う。

- ①令和3年1月8日高第613号 新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の支援について（通知）
- ②令和3年3月2日高号外 高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）
- ③令和3年8月26日高号外 緊急事態宣言の発令に伴う教育活動等の機会の確保について（通知）
- ④令和3年9月10日高号外 まん延防止等重点措置への移行に伴う教育活動等への対応について（通知）
- ④令和3年9月29日高号外 まん延防止等重点措置の解除に伴う教育活動等への対応について（通知）

5 生徒のワクチン接種について

(1) 接種に伴う出欠等の取扱い

学校においても、受験や就職活動を控えた生徒をはじめ、ワクチンの接種を希望する生徒が接種を受けやすい環境を整えることが重要であることから、以下のとおり出欠等の取扱いが示されていることを踏まえ、適切に対応すること。

①医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能であること。

②副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができること。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断いただきたいこと。

(2) ワクチン接種に伴う差別やいじめの防止

接種を受けるまたは受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、以下について生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

- ・ ワクチンの接種は強制ではないこと。
- ・ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や、接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

(3) ワクチン接種後の感染対策

ワクチン接種による発症・感染予防効果100%ではないことから、既にワクチン接種した教職員や児童生徒にあっても、基本的な感染症対策の継続は必要であること。

6 抗原簡易キットについて

抗原簡易キットの活用には、(2) 県教育委員会通知等②に示されている内容に十分留意すること。

特に留意すべきポイントは下記のとおり。

- (1) 当該キットは無症状での使用は推奨されないものであり、「出校後に症状が出た者」で「直ちには医療機関を受診できない場合」に限って使用することを徹底すること。
(体調不良時には出校せず、速やかな受診が原則。抗原検査によって受診が遅れることのないよう)
- (2) 検体採取及び採取後の操作は本人が行うものであり、職員は立ち会うのみであること。
- (3) 立ち会う職員は、手引き、ガイドライン、キットの説明書の内容の理解を徹底すること。
また、十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、マスク及び手袋等による防護措置を講じること。(立ち会う職員が接触者とならないよう)
- (4) 事前に学校医等に相談して、助言や診療等の連携先医療機関を確保すること。
- (5) 陽性となった際の診療先の医療機関を確保できない場合は、県と仙台市の設置する受診・相談センター(コールセンター。022-398-9211)に連絡することも可能であること。
連絡をするのは本人または保護者からとし、その際、「●●の症状があり、抗原定性検査キットを使用してみたところ陽性だった」と、症状があることをしっかり伝えるよう促すこと。
※コールセンターは有症状者への対応を想定しており、無症状の場合、保健所に対応を引き継がれる可能性が高く、保健所の負担軽減という趣旨にそぐわない
なお、抗原簡易キットの活用は、保健所の負担軽減という趣旨もあることを踏まえ、手法や対応の仕方等について保健所に直接相談することは控えてください。

7 今後の感染対策において特に留意すべき事項

- (1) 令和3年10月1日以降のリバウンド防止徹底期間中の部活動については、以下のとおりであるので留意すること。
 - ①「部活動での指導ガイドライン(平成30年3月発行宮城県教育委員会)」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守するとともに、専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。
 - ②高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会に向けた練習試合等については、その必要性和感染症対策上の合理性(移動の距離や両方の地域の感染状況等)を十分に検討した上で、県内又は隣県の学校間において必要最小限の範囲で可能とする。